

- コロナウィルス又はコロナウィルスを疑う症状を発症した職員への補償について -

職員のコロナ対策遵守項目（香川県長寿社会対策課発出の通知による）

1. 不要不急の外出自粛（生活上必要なものの買い出しや、やむを得ない仕事等以外の外出をしない）
2. 人との接触を極力なくし、やむを得ない外出等では人との間隔を空ける。
3. 3密（密閉空間・密集する場所・密接した会話）禁止の徹底
4. 県外に行かない、県外の人に会わない※県外在住職員の通勤や業務上の接触は除く
5. 同居家族が4の場合、家族内の感染予防を徹底する
6. コロナウィルス感染症対策チェック表をつける
7. 手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチケットの徹底
8. バランスの取れた栄養のある食事摂取・十分な睡眠時間の確保・適度な運動で免疫を下げない

I. コロナウィルスに感染した場合

以下の優先順位で休業補償を行う。

- ①積立年次有給休暇又は有給休暇を使用する。
- ②有給のない（不足する）職員又は使用しない職員に対して傷病手当金又は労災保険の申請を行い、給与との差額分を法人が補償する。
（本来支給される基本給又は時間給）－（傷病手当金又は労災保険受給額）＝法人補償金
法人独自の補償であるため、手当関係は補償対象外となり、有給取得と比較すると少なくなる。
- ③有給、傷病手当金、労災保険全てにかからない職員は基本給又は時間給を全額補償する。
- ②③を適用するのは「職員のコロナ対策遵守項目」を満たしている場合に限る。

II. 発熱がありコロナウィルス感染が疑われ施設が出勤停止を命じた場合

60%休業補償または有給休暇を使用することができる。

その後の感染が確認され休業を要する場合は、積立年次有給休暇・有給休暇を使用する場合を除き、出勤停止期間も含めて法人補償の対象とする。補償内容は、Iの②又は③対応とする。

適用するのは上記の職員のコロナ対策遵守項目を満たしている場合に限る。

III. 感染者と濃厚接触し、施設が出勤停止を命じた場合

60%休業補償または有給休暇を使用することができる。

その後の感染が確認され休業を要する場合は、積立年次有給休暇・有給休暇を使用する場合を除き、出勤停止期間も含めて法人補償の対象とする。補償内容は、Iの②又は③対応とする。

適用するのは上記の職員のコロナ対策遵守項目を満たしている場合に限る。

IV. 新型コロナウイルスに係る小学校等対応について

事情を考慮し、特別休暇とする。特別休暇は、職員からの聞き取りにより特別な事情を勘案して決定する。特別な事情とは、保育園、幼稚園、小学校や学童保育の閉鎖、または家族による保育が不可能な場合が考えられる。中学生等については、特別な事情に当たらない。テレワークを活用できる職員は、テレワークを優先して行うため、対象としない。